

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

## 「個別サポート加算（Ⅰ）」に伴う、障害児通所支援事業所の対応について

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害福祉サービスにおいては3年ごとに報酬改定等がなされており、国において議論が進められてきました。個別サポート加算（Ⅰ）の取扱いについて、概要が示されましたので、本市取り扱いについて、通知します。

なお、国や県から新たな考え方が示され、対応を変更する必要がある場合は、随時お知らせします。

## 1 個別サポート加算（Ⅰ）の支給決定方法について

## (1) 児童発達支援における支給決定について

今後、準備が整い次第、児童発達支援の対象児童は、給付決定時に実施していた5領域11項目の調査と同様の項目「乳幼児等サポート調査」により加算の有無を決定することとします。（新規・更新の都度判定）

なお、「乳幼児等サポート調査」については、純粋に児童発達支援における当該障害児への介助等のサポートの必要量を把握する趣旨から、支給決定時の審査とは異なり、通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等の要否を判定するものとなります。

そのため、児童発達支援の支給決定を受けているすべての未就学児は、個別サポート加算（Ⅰ）「該当」と想定しています。横浜市では、令和3年度については、暫定的な措置として、児童発達支援の利用児童（未就学年齢に限る）全員に「個別サポート加算（Ⅰ）」を一律で決定します。

## (2) 放課後等デイサービスにおける支給決定について

今後、放課後等デイサービスの対象児童は、従来実施してきた指標該当と同内容の「就学児サポート調査」により加算の有無を決定することとなりますが（新規・更新の都度判定）、当面は引き続き、従来実施してきた指標該当有無の確認によって、指標該当が「有り」の場合、個別サポート加算（Ⅰ）の対象とします。

なお、横浜市では、令和3年度については、暫定的な措置として、放課後等デイサービスの利用児童のうち、指標該当「有り」の児童全員に「個別サポート加算（Ⅰ）」を一律で決定とします。

サービス	確認方法	経過措置
児童発達支援	乳幼児等サポート調査 (5領域11項目で確認)	未就学年齢全員に 「個別サポート加算Ⅰ」を決定
放課後等デイサービス	就学児サポート調査 (従来の状況確認票と類似)	指標該当「有り」の児童を システムで一律読み替え

※就学年齢の児童発達支援利用児童であって、個別サポート加算（Ⅰ）が「あり」となる見込みがある児童については、各事業所から保護者にご連絡いただき、区役所へ変更申請をするようにご案内をお願いします。

### 3 受給者証及び請求について

#### (1) 受給者証について

受給者証の一括再交付はいたしません。順次、受給者証の更新の際に必要な応じて「個別サポート加算（I）」を印字していきます。

#### (2) 請求について

4月利用分から個別サポート加算（I）を算定することは可能です。受給者証には印字されませんので、各事業所で以下の対応をお願いします。

サービス	確認方法	請求方法
児童発達支援	未就学年齢全員	請求時に「個別サポート加算（I）」を算定して請求
放課後等デイサービス	指標該当「有」かどうかを受給者証で確認	

### 4 保護者への説明について

今回の制度変更により、利用者負担額に影響することが想定されます。そのため、別添の保護者向け案内文を活用し、必ず、保護者に説明をしていただくようお願いいたします。

### 5 その他

- ・国の様式をベースに本市では新しい様式を作成する予定です。新しい様式での支給決定は5月以降の申請分からを予定しています。
- ・その他の加算の変更等については、今後予定されている、5 縣市共同開催のオンライン説明会等により各事業所で確認ください。

【担当】 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274

FAX 045-663-2304

令和3年4月 横浜市からのお知らせ

障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）を  
ご利用の皆様へ  
＜ 個別サポート加算（Ⅰ）のご案内 ＞

障害児通所支援事業に関する制度の仕組みが、令和3年4月ご利用分から改正されます。（この制度は、3年に一度、国によって見直しを行うこととされています。）。

この制度改正に伴い新設された個別サポート加算（Ⅰ）について、令和3年4月以降のご利用分を以下のように取り扱います。ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、これに伴う受給者証の変更については、更新の都度行うこととし、今回の変更のよる改めて受給者証の作成はいたしません。

「個別サポート加算（Ⅰ）」が新設されます。

目的	
より手厚い支援を必要とする児童に応じて、きめ細かく対応できるよう、一定の要件に該当する障害児を受け入れた場合に、児童ごとに異なる報酬を請求できる体系に見直されます。 ※ 一回当たりの利用者負担額は、約110円（100単位）になります。 ※ 児童毎に個別の職員を配置することをお約束する制度ではありません。	
該当基準	
児童発達支援	「未就学児等サポート調査票」に基づき、日常生活の大半に介助や見守りが必要な場合、該当になります。 なお、令和3年4月の時点ですでに受給者証の交付を受けている場合、以下の通り読み替えます。  (令和3年・制度改正に伴う読み替え) ・就学前の児童 : 該当 ・上記に該当しない児童: 必要に応じて事業所とご確認ください。
放課後等 デイサービス	「就学児サポート調査票」に基づき、対象となるかどうか判断します。 なお、令和3年4月の時点ですでに受給者証の交付を受けている場合、「指標該当有」だった児童は、新しい「個別サポート加算（Ⅰ）」は、該当として読み替えます。（判定基準はほぼ同一です。） また、今回の制度改正に伴い、受給者証の表示はなくなります。また、指標有の児童の割合に応じた事業所ごとの報酬算定もなくなります。

裏面あり

### <ご案内>

- ① このお知らせは、令和3年4月の制度改正のうち、**個別サポート加算（Ⅰ）**のご説明になります。
- ② このお知らせの内容は、横浜市で受給者証を交付している児童が対象です。それ以外の地域にお住まいの方は、受給者証の交付を受けている自治体宛てにお問合せください。
- ③ 受給者証に記載されている、一月あたりの利用者負担の上限額（0円／4,600円／37,200円）に変更はありません。そのため、利用者負担額に影響がない場合もあります。
- ④ 事業所ごとに定めて徴収されている実費（おやつ代等）に影響するものではありません。

### <お問合せ先>

■ 受給者証の決定内容に関すること：各区こども家庭支援課（福祉保健センター）

鶴見	510-1839	港南	847-8457	港北	540-2320	栄	894-8959
神奈川	411-7113	保土ヶ谷	334-6353	緑	930-2432	泉	800-2448
西	320-8402	旭	954-6117	青葉	978-2457	瀬谷	367-5703
中	224-8199	磯子	750-2439	都筑	948-2321		
南	341-1152	金沢	788-7772	戸塚	866-8468		

■ 制度改正に関すること

横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課	(電話) 671-4274 (FAX) 663-2304
------------------------	---------------------------------

ご利用中又は利用を検討される事業所の人員体制や、その事業所が算定している報酬の種類などにつきましては、ご利用のご相談時に、当該事業所宛て直接お問い合わせください。